整理番号：農林水産省－21

令和９年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：畜産局牛乳乳製品課

品名（関税率関係）又は制度名（関税制度関係）	＜品名＞ その他の乳製品 ＜制度名＞ 関税割当制度
改正要望の内容	○　改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第２条第１項 ○　具体的な内容 「令和９年３月 31 日まで」とされているものを１年以上延長する。

税　番	統計細分	品目	現行税率			改正後税率			ＷＴＯ譲許税率	現行制度の増減税規模	改正増減収額
			基本	暫定	特恵	基本	暫定	特恵			
0401.10	110	その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	25%+63 円/kg	25%					25%	0 円	－
0401.20	110		25%+134 円/kg	25%					25%		
0401.40	110		25%+747 円/kg	25%					25%		
0401.50	111		25%+747 円/kg	25%					25%		
0401.50	121		25%+1,411 円/kg	25%					25%		
0403.20	110		35%+1,076 円/kg	35%					35%		
0403.20	120		35%+1,076 円/kg	25%					25%		
0403.90	116		35%+466 円/kg	35%					35%		
0403.90	117		35%+466 円/kg	25%					25%		
0403.90	126		35%+685 円/kg	35%					35%		
0403.90	127		35%+685 円/kg	25%					25%		
0403.90	136		35%+1,204 円/kg	35%					35%		
0403.90	137		35%+1,204 円/kg	25%		(同左)	(同左)		25%		
0404.90	111		35%+470 円/kg	35%					35%		
0404.90	117		35%+470 円/kg	25%					25%		
0404.90	121		35%+799 円/kg	35%					35%		
0404.90	127		35%+799 円/kg	25%					25%		
0404.90	131		35%+1,204 円/kg	35%					35%		
0404.90	137		35%+1,204 円/kg	25%					25%		
1806.20	311		28%+799 円/kg	21%					21%		
1806.90	311		28%+799 円/kg	21%					21%		
1901.10	111		28%+799 円/kg	25%					25%		
1901.10	121		28%+1,363 円/kg	25%					25%		
1901.20	111		28%+799 円/kg	25%					25%		
1901.20	116		28%+1,363 円/kg	25%					25%		

1901.90	131		35%+799 円/kg	21%					21%		
1901.90	136		35%+1,363 円/kg	21%					21%		
2101.12	231		35%+799 円/kg	25%					25%		
2101.12	236		35%+1,363 円/kg	25%					25%		
2101.20	231		35%+799 円/kg	25%					25%		
2101.20	236		35%+1,363 円/kg	25%					25%		
2106.10	120		35%+1,359 円/kg	12.5%					12.5%		
2106.10	130		35%+1,359 円/kg	25%					25%		
2106.90	111		35%+799 円/kg	12%					12%		
2106.90	112		35%+799 円/kg	21%					21%		
2106.90	124		35%+1,363 円/kg	12%					12%		
2106.90	125		35%+1,363 円/kg	21%					21%		

改正要望内容の施行期日及び適用期間	施行期日：令和９年４月１日 「令和９年３月 31 日まで」とされているものを１年以上延長する。
改正を要望する品目又は制度をめぐる状況	**①　現状** **(1)改正品目・関税制度と関連する産業等の現状及び過去からの状況変化等** その他の乳製品とは、ミルク及びクリーム、ヨーグルト、バターミルク、ミルクの天然組成分からなる物品（ホエイの混合物）、ミルクの天然組成分の含有量が30%以上の各種調製品等であり、直接消費される製品から、各種製品の原料（製菓・製パンの原料）等種々の乳製品が含まれる。 本関税割当制度により、需要者に対する安価な輸入品の供給を確保する一方、一定数量を超える輸入については高税率を適用し、国産品の需要を確保し国内生産者を保護している。 **(2)輸入状況等** 数量単位：トン　価額単位：百万円

年度 / 国名	令　5		令　6		令　7	
	数量	価額	数量	価額	数量	価額
ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ	65,072	5,634	63,129	6,591	61,925	6,943
ｵｰｽﾄﾗﾘｱ	11,948	901	22,848	1,836	21,177	2,033
オランダ	16,205	1,279	13,763	1,336	18,089	1,873
計(含その他)	110,373	9,188	123,901	11,917	122,485	12,783

（注）資料：貿易統計（財務省）数量単位は、全乳換算数量（トン）で記載

関税番号（0401.10-110, 0401.20-110, 0401.40-110, 0401.50-111, 121,　0403.20-110, 120, 0403.90-116, 117, 126, 127, 136, 137, 0404.90-111, 117, 121, 127, 131, 137, 1806.20-311, 1806.90-311, 1901.10-111, 121,　1901.20-111, 116, 1901.90-131, 136,　2101.12-231, 236,）

2101.20-231,236, 2106.10-120,130,
2106.90-111,121,121,122,124,125

(3)国際市況等

直近３ヵ年の平均輸入単価（CIF 価格（円/kg））

年度 / 国名	令　5	令　6	令　7
ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ	87	104	112
ｵｰｽﾄﾗﾘｱ	75	80	96
オランダ	79	97	104
計(含その他)	83	96	104

（注）資料：貿易統計（財務省）

(4)国際交渉の状況・諸外国における制度実態

ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく関税化は、平成７年度から６年間実施され、それ以後は、ＷＴＯドーハ・ラウンド交渉が終結し、その決定事項が施行されるまでの間、ウルグアイ・ラウンド合意の実施期間の最終年における措置が維持されることとなっている。

その他、複数品目において各種経済連携協定で関税割当枠内の段階的な税率引き下げ、または撤廃が行われている。

（例）【脱脂乳】（関税番号 0401.10-110）
ＣＰＴＴＰ、日ＥＵ・ＥＰＡ、日英ＥＰＡにおいて段階的に税率を引き下げ（2024 年度以降一律 12.5%）。

（例）【乳酸菌飲料・酸乳、乳製品混合品】
（関税番号 0403.90-116, 0404.90-111,117,121,127,131,137）
ＣＰＴＴＰ、日ＥＵ・ＥＰＡ、日英ＥＰＡにおいて段階的に税率を引き下げ（2024 年度以降一律：ＣＰＴＴＰ　9.8%、日英ＥＰＡ、日ＥＵ・ＥＰＡ 17.5%）。

②　問題点

我が国には国土条件等の制約があるため、現時点では十分な国際競争力を確保するには至っていない。

改正の必要性と目的達成の見通し

①　改正の目的（政策の達成目標）

本制度は、ウルグアイ・ラウンド農業合意を履行するために必要なものとなっている。また、高率の枠外税率により無秩序な輸入を防ぎ、国内需給の安定を図る一方で、本制度を維持することで、需要者に対する安価な輸入品の供給を確保する。

	②　改正の方向性 　国産品が十分な国際競争力を確保していない現状では、高率の枠外税率により無秩序な輸入を防ぎ、国内需給の安定を図る一方、本制度を維持し、需要者に対する安価な輸入品の供給を確保する必要がある。 　なお、本制度の維持以外に、需要者に対し安価に原料を供給する手段として、原料費に対する補助等が考えられるが、新たな財政負担が必要となることから、本制度の維持が最も効率的である。 　令和９年３月 31 日で関税暫定措置法の期限が終了するが、引き続き、需要者に対し安価に輸入品を供給しつつ、ウルグアイ・ラウンド合意を履行する必要があるため、改正を要望するものである。 **③　改正目的達成予定時期** 　国産品が十分な国際競争力を確保した時点。
改正の効果と妥当性	**①　改正による効果・影響** **(1) 改正による国内産業保護に与える効果・影響** 　本制度の適用により、新たな財政負担なく需要者に対して安価な輸入品の供給を確保することができる。 **(2) 消費者等の利益に与える効果・影響** 　本制度により、消費者が乳製品を購入する際の金銭的負担が軽減される。 **(3) その他の効果・影響** 　特になし。 **②　改正の妥当性** 　本制度により、ウルグアイ・ラウンド合意を履行しつつ、一定の輸入数量の枠内に限り需要者に安価な輸入品を供給する一方で、この輸入数量の枠を超える分には高税率（枠外税率）を適用することにより、輸入品による国内需給への影響を抑え、乳製品全体の需給の安定が図られていることから、引き続き本制度が必要である。
政策評価・関連措置	**①　本要望に関連する政策評価** 　当省においては、本要望に関連する政策目標として、総合的な食料安全保障の確立を図ることとしており、令和６年度の総合評価書「総合的な食料安全保障の確立」において、「我が国の総合的な食料安全保障の確保に向けて、評価対象政策である「総合的な食料安全保障の確立」に対して一定の有効性が確認された」とされているところ。 **②　当該政策評価の結果と改正の関係** 　上記①の政策評価を踏まえ、当省としては、引き続き我が国の総合的な食料安

	全保障の確立に向けた様々な取組を維持・促進していく必要があることから、こうした取組を支援する一環として、本制度についても、引き続き延長することが適当。 **③　政府方針と改正の関係** 以下の政府方針の達成のためには、本制度の延長により国内生産者を保護し、国内需給の安定を図ることが不可欠である。 【農業競争力強化プログラム】 ・11 肉用牛・酪農の生産基盤の強化策 ・13 牛乳・乳製品の生産・流通等の改革 **④　関連措置** 【酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律】 ・酪農及び肉用牛生産の近代化を総合かつ計画的に推進するための措置 ・酪農適地に生乳の濃密生産団地を形成するための集約酪農地域の制度 ・上記に関連して生乳等の取引の公正、牛乳及び乳製品の消費の増進を図るための措置

○　改正経緯

これまでの改正状況	本制度は、平成７年度に導入されて以降、現在まで延長されている。
措置による効果	上記の「改正によって期待される効果」のとおり、新たな財政負担なく需要者に対して安価な輸入品の供給を確保することができた。